

令和5年度 神奈川支部事業報告

目次

1. 令和5年度 支部の運営状況		3
2. 令和5年度 神奈川支部の概況		4
3. 令和5年度のKPIと達成状況		13
Ⅰ. 基盤的保険者機能関係		15
Ⅱ. 戦略的保険者機能関係		26
Ⅲ. 組織・運営体制関係		43
4. 令和5年度 支部保険者機能強化予算執行実績		46
5. 事業計画・予算策定のスケジュール		47

1. 令和5年度 支部の運営状況

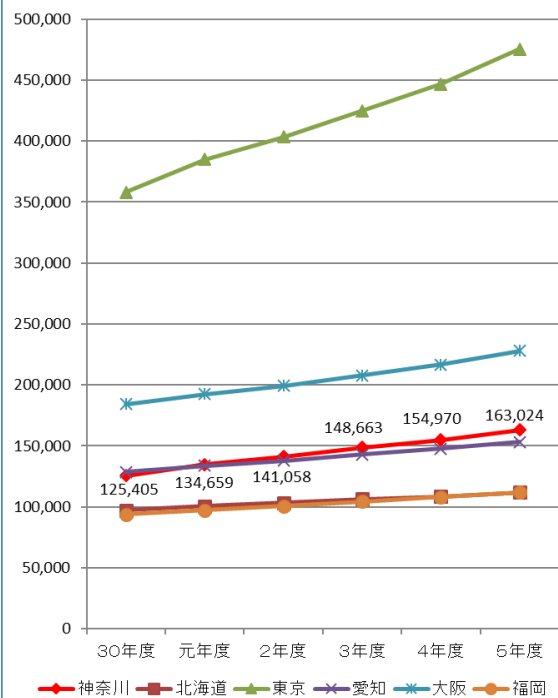
		神奈川県			
		加入者数		事業所数	
概況 ()内は前年度の値		被保険者数 ① 1,067,151 人 (1,042,234 人)		163,024 ケ所 (154,970 ケ所)	
		うち任意継続被保険者数 8,739 人 (9,071 人)		標準報酬総額 4,663,101 百万円 (4,541,413 百万円)	
		被扶養者数 ② 597,955 人 (603,722 人)		保険給付費 298,878 百万円 (289,402 百万円)	
		加入者計 (①+②) 1,665,106 人 (1,645,956 人)			
		常勤職員	66 人	契約職員	84 人
健康 保険 給付 等	各種証発行	健康保険証	高齢受給者証	限度額適用認定証(年度末現在有効数)	
		384,378 件	24,529 件	36,596 件 (34,034 件)	
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付
		42,636 件	76,694 件	12,307 件	584,459 件
各種サービス	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任経)	
	339 件	37,874 件	895,034件 (467件)	8,367 件	
レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額)		資格点検	内容点検	診療内容等査定効果額	
		1,990 円	234 円	193 円	
福祉事業／その他		高額医療費貸付件数	出産費用貸付件数	健康保険委員委嘱者数	
		18 件	2 件	24,827 人	
保 健 事 業	健診	被保険者			被扶養者
		生活習慣病予防健診(受診率)	乳がん・子宮頸がん検診	特定健診(受診率)	
	保健指導	452,869 件 (62.1%)	95,080 件	40,958 件 (25.1%)	
		被保険者(特定保健指導)(実施率)	被扶養者(特定保健指導)(実施率)		
		初回面談	実績評価	初回面談	実績評価
		16,165 件 (16.1%)	10,825 件 (12.1%)	691 件	469 件 (17.1%)
	上位目標	・循環器系疾患の1人当たり医療費を全国平均以下とする			
・特定健診、特定保健指導の実施率向上、未治療者への受診勧奨 ・コロナヘルス(かながわ健康企業宣言)の推進					
保険者機能発揮のための 具体的な取組		【加入者の健康度の向上】 ・協定締結4市及び産保センターと協働したWebによる健康保険委員研修会での健康講座の実施 ・健康宣言事業所に対する無料健康講座(訪問、オンライン、動画配信等)のメニューの拡充 ・加入者のヘルスリテラシー向上のための医療・健康情報に関するリンク集の作成と周知広報の実施 【医療等の質や効率性の向上】 ・神奈川県保健医療計画推進会議等への参画及び意見発信 【医療費等の適正化】 ・神奈川県医療費検討委員会への参画及び意見発信 ・上手な医療のかかり方の啓発を目的としたWeb広告の実施 ・県及び県薬剤師会との連名による上手な医療のかかり方のポスター等の県内全域の薬局への配布 ・病院や薬局等のデジタルサイネージを活用したジェネリック医薬品の使用啓発広報の実施 ・インセンティブ制度の周知を目的としたWeb広告等の実施 ・海外療養費の適正化に向けた、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認の実施 ・柔道整復施術療養費における多部位・頻回受療者への照会及び柔道整復師への面接確認の実施			
支部収支 (概要)	単位:百万円	収入(A)		支出(B)	
		[保険料収入]		[医療給付費(経費)]	
		447,075	[446,124]	447,075	[237,786]
		464,543	[463,418]	441,910	[247,447]
		22,633		[1,689]	

2. 令和5年度 神奈川支部の概況

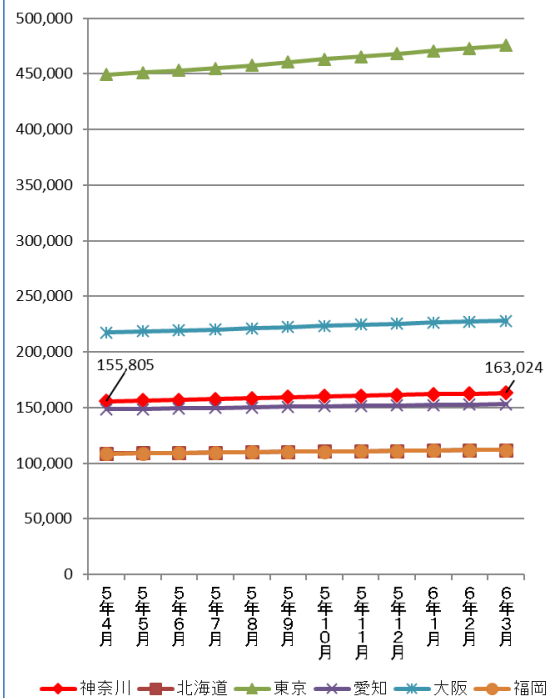
適用等の状況 (1)適用事業所数

- ・令和5年度末の神奈川支部の事業所数は約16万3千事業所で東京・大阪支部に次いで3番目。
- ・平成30年度から令和5年度までの伸びは1.30倍で、東京支部に次いで2番目の伸び。
- ・神奈川支部の1事業所あたりの被保険者数は、47支部中最も少ない。

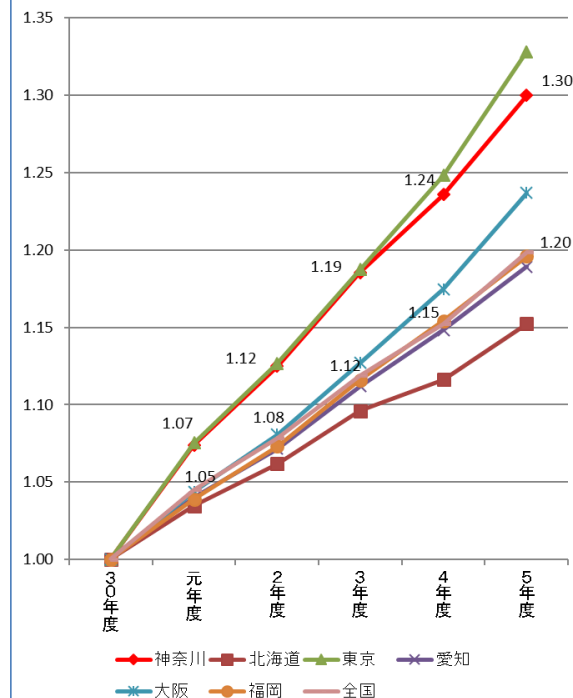
適用事業所数
(各年度末)



適用事業所数
(各月末)



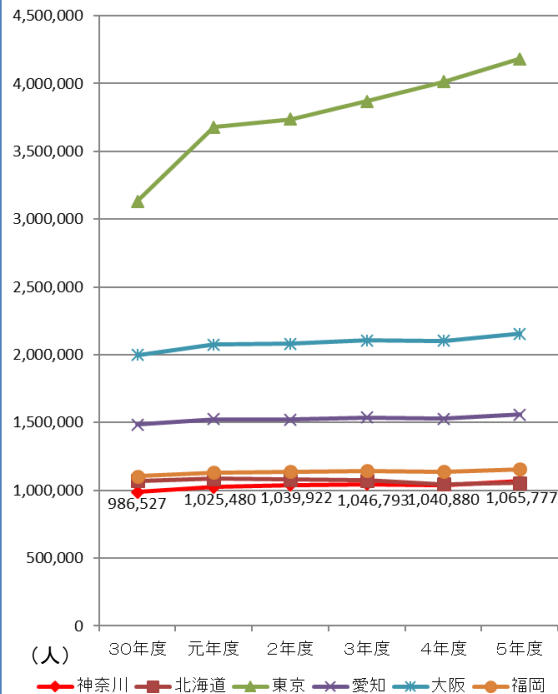
適用事業所数の伸びの推移
(30年度末=1.00)



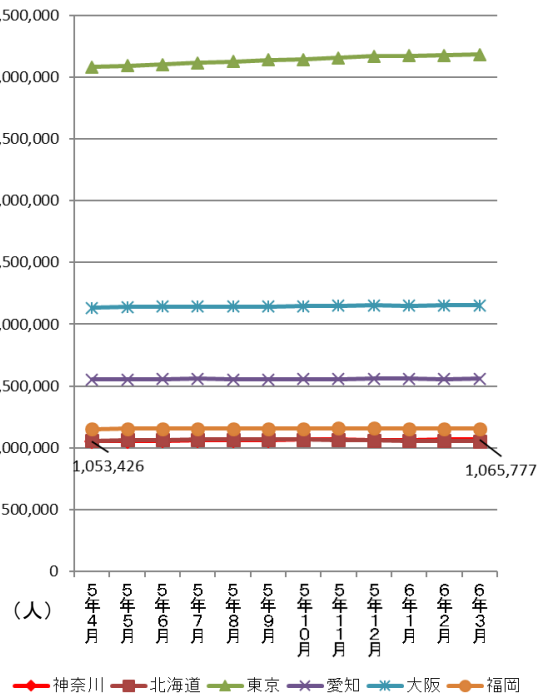
適用等の状況 (2)被保険者数

- ・令和5年度末の神奈川支部の被保険者数は約106万6千人。
- ・令和4年度末までは神奈川支部より北海道支部の被保険者数が多かったが、令和5年度末は東京・大阪・愛知・福岡支部に次いで5番目となった。
- ・平成30年度から令和5年度までの伸びは1.08倍で、47支部中4番目の伸び。

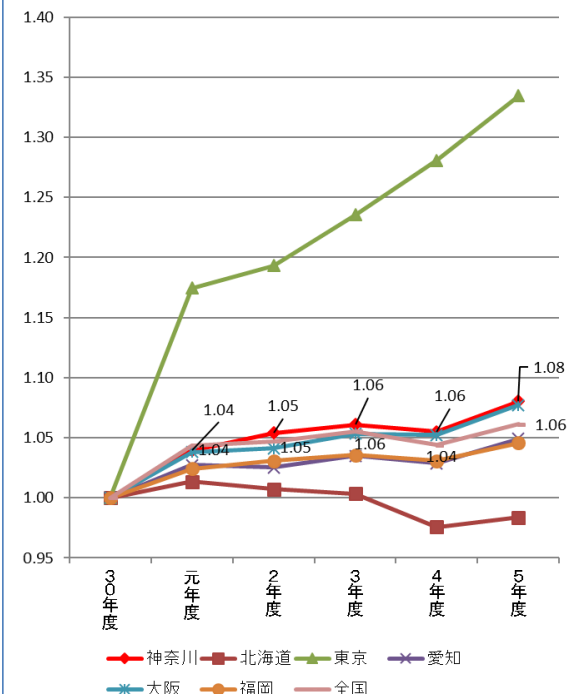
被保険者数
(各年度末)



被保険者数
(各月末)



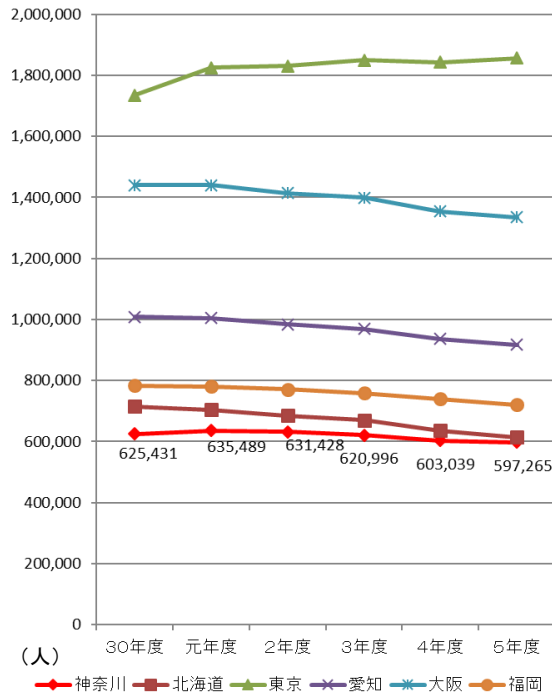
被保険者数の伸びの推移
(30年度末=1.00)



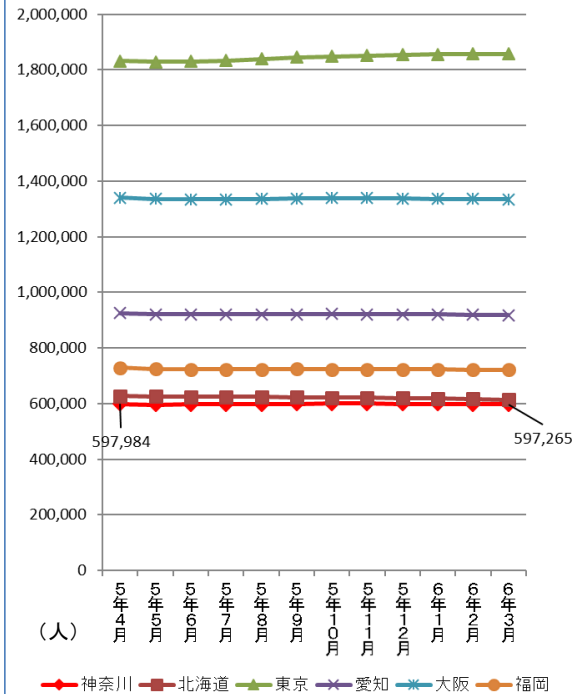
適用等の状況 (3)被扶養者数・扶養率

- ・令和2年度から神奈川支部の被扶養者数は減少傾向であり、令和5年度末の被扶養者数は60万人を下回る結果となった。
- ・扶養率(被扶養者数／被保険者数)は、減少傾向が続いている。

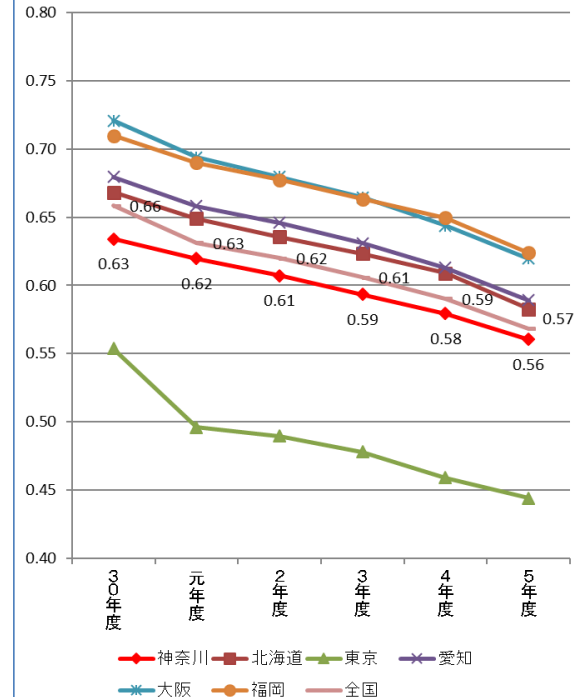
被扶養者数
(各年度末)



被扶養者数
(各月末)



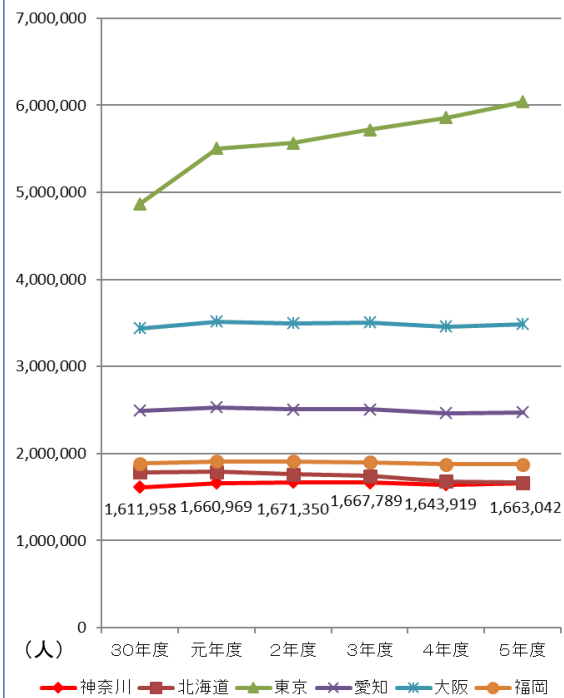
扶養率の推移
(被扶養者数／被保険者数)



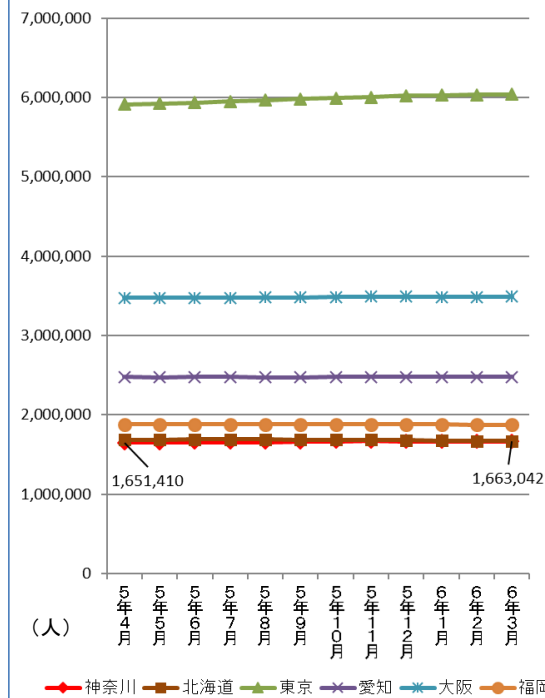
適用等の状況 (4)加入者数

- ・令和5年度末の神奈川支部の加入者数は約166万3千人で、全国6番目。
- ・平成30年度から令和5年度までの伸びは1.03倍で、47支部中4番目の伸び。

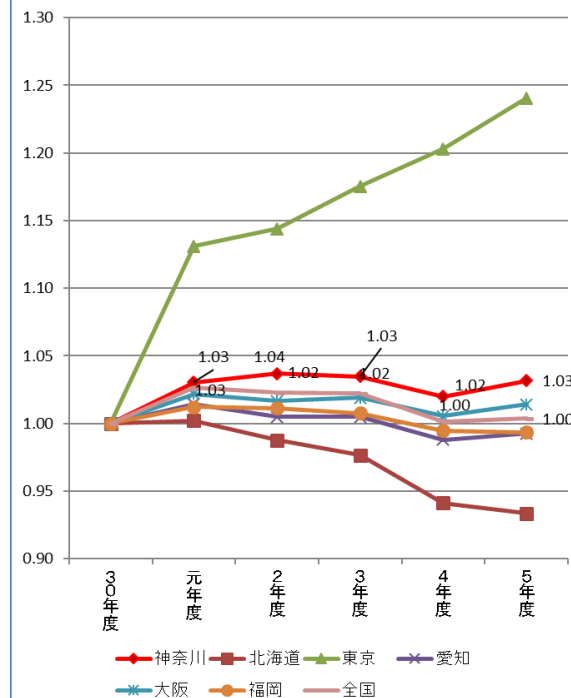
加入者数
(各年度末)



加入者数
(各月末)



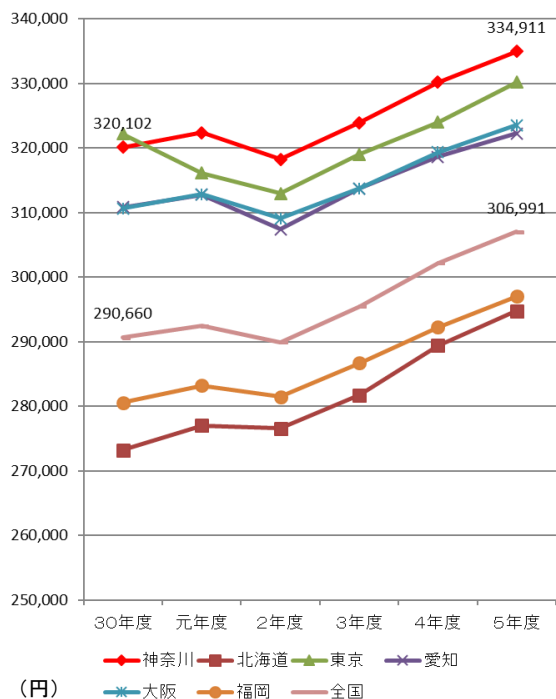
加入数の伸びの推移
(30年度末=1.00)



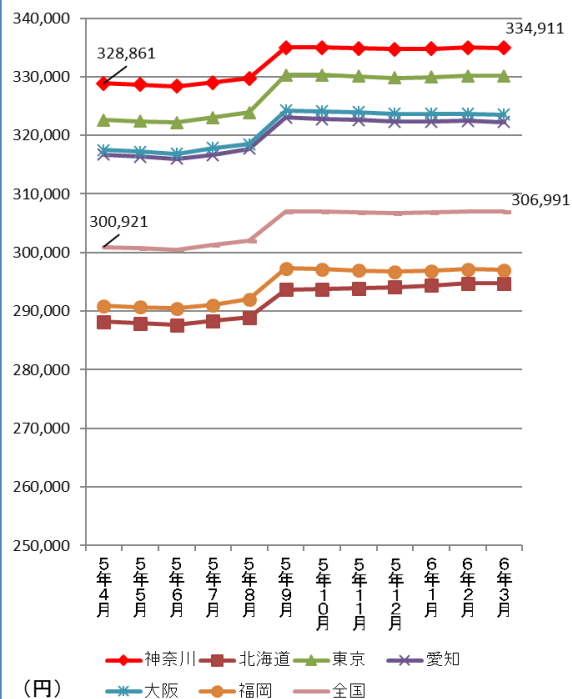
適用等の状況 (5) 平均標準報酬月額

- ・神奈川支部の被保険者の平均標準報酬月額は、全国平均を約3万円(約10%)上回って推移。
- ・令和元年度中に東京支部の平均標準報酬月額を上回り以降、令和5年度末まで全支部中最も高い。
- ・平成30年度から令和5年度までの伸びは全国平均を下回っている。

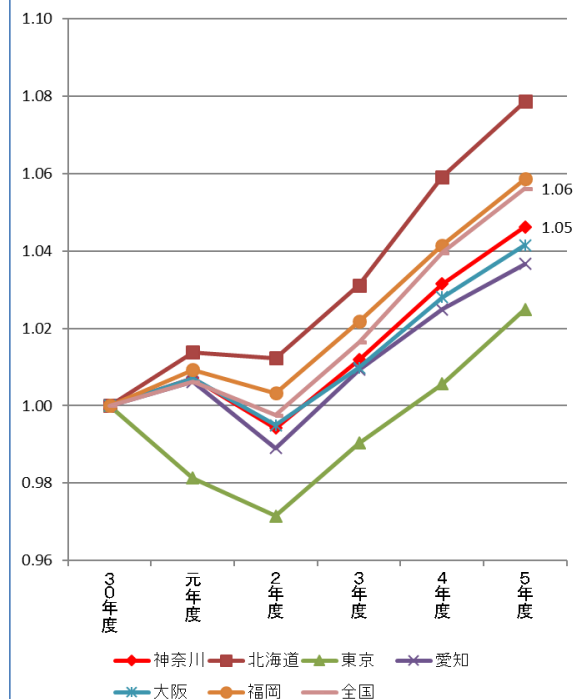
平均標準報酬月額
(各年度末)



平均標準報酬月額
(各月)

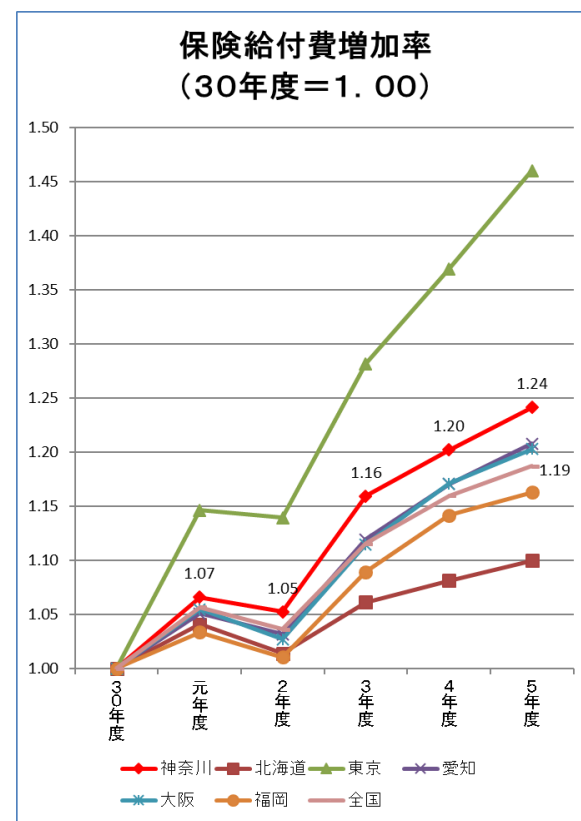
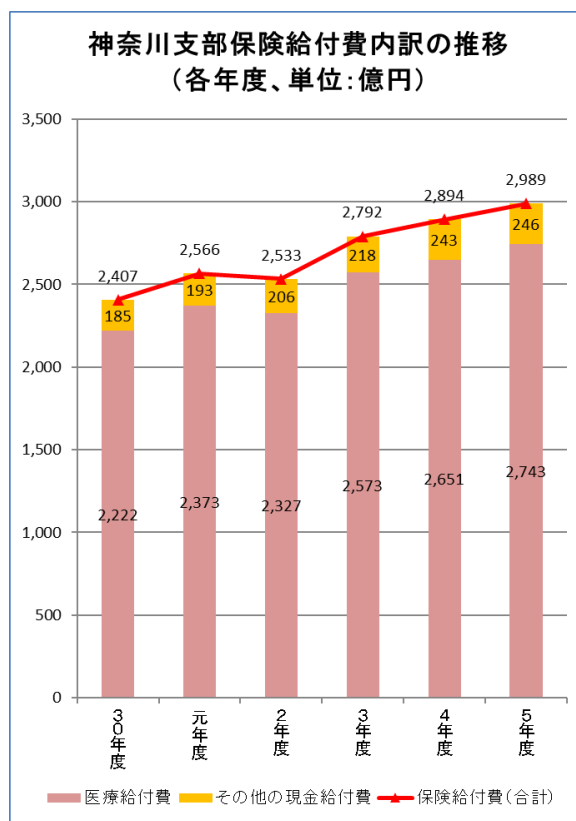
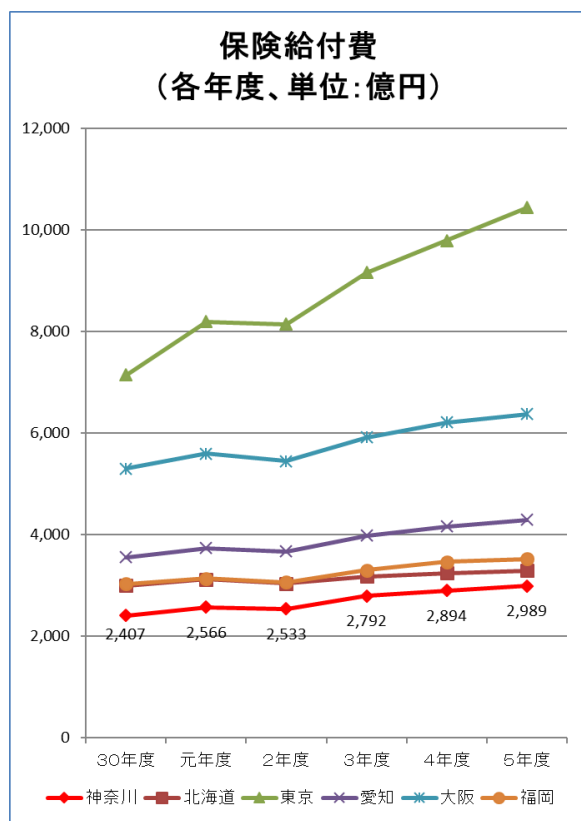


平均標準報酬月額の伸びの推移
(30年度末=1.00)



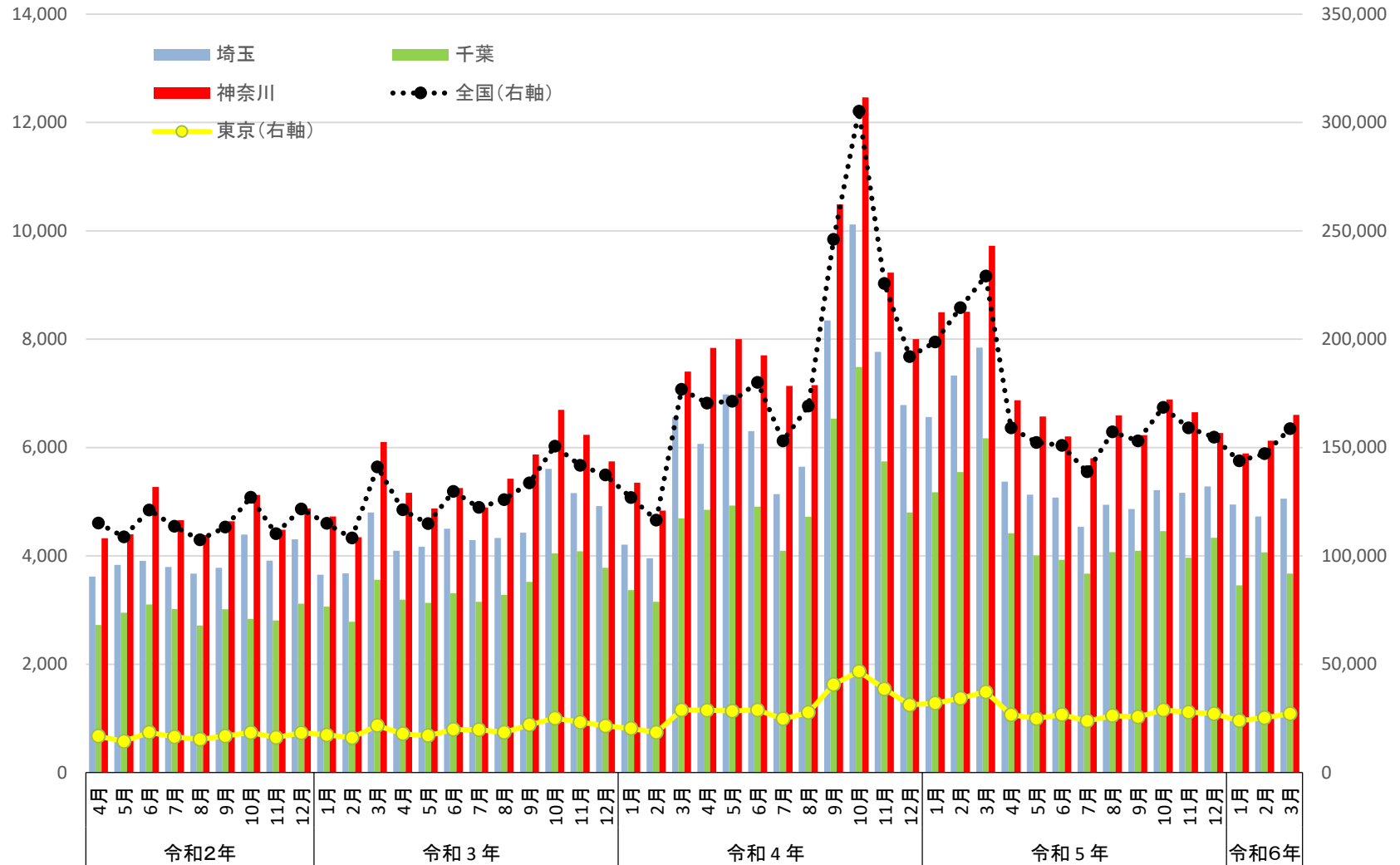
給付等の概況 (1) 保険給付費(医療給付費＋その他の現金給付費)

- ・神奈川支部の近年の保険給付費は、加入者数の伸びの影響もあって全国平均を上回る伸び。
- ・保険給付費は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度は全国的に減少に転じた。令和3年度は、その反動によって大幅な伸びとなった。令和4年度以降は、加入者数の減少があったものの、加入者1人当たり保険給付費の増加により、保険給付費は増加している。



傷病手当金給付件数の推移（「保険給付費」中の「その他の現金給付費」に含まれる）

・神奈川支部の令和5年度の傷病手当金の支給件数は、令和5年5月8日より「新型コロナウイルス感染症」が「第5類感染症」となった影響もあり、令和4年度と比較すると約30,000件ほど減少し76,694件。

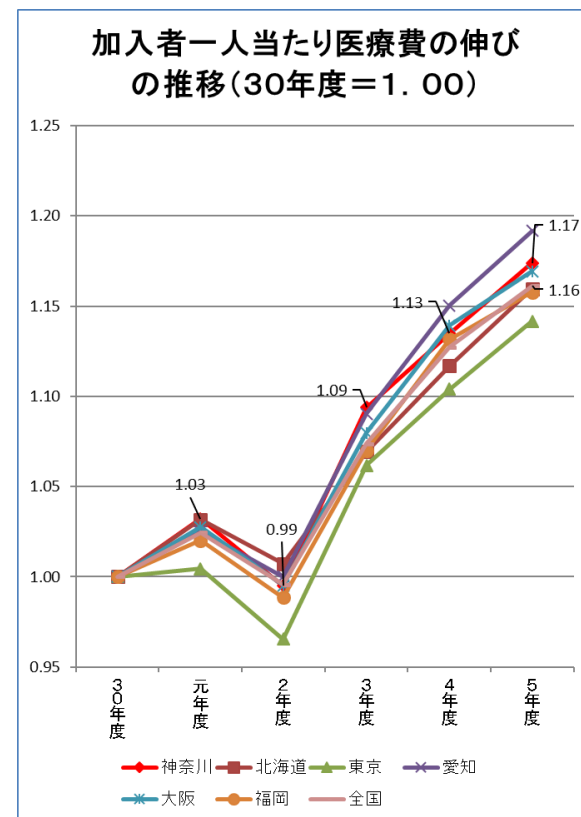
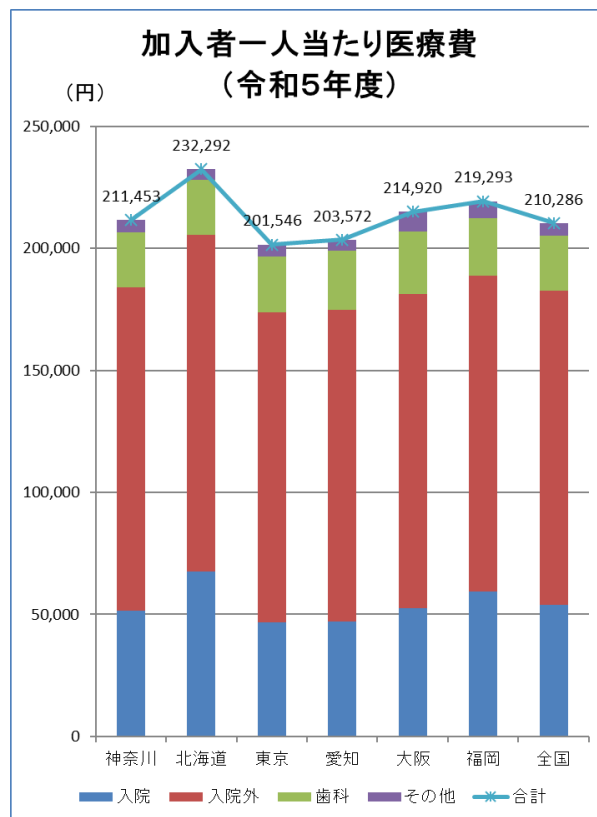
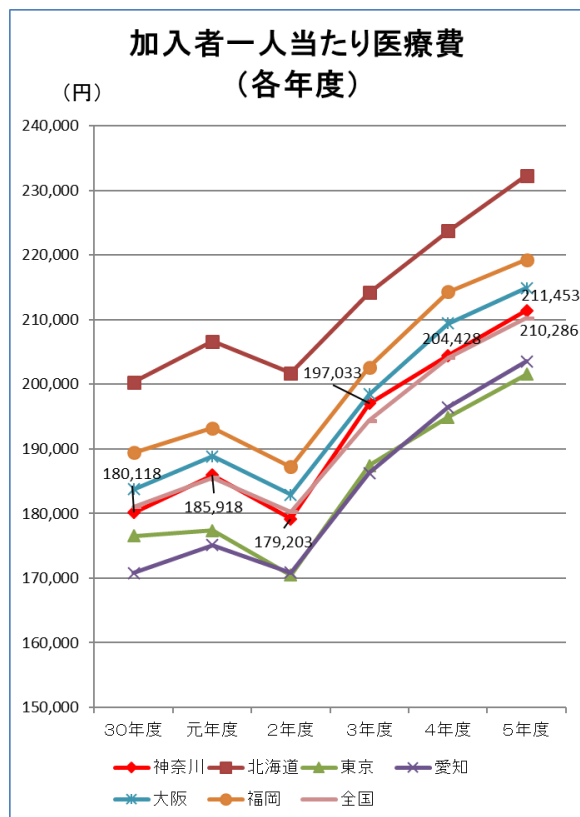


給付等の概況 (2)加入者一人当たり医療費①

・加入者一人当たり医療費は、全国的に令和2年度を除き右肩上がりで増加。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による受診動向の変化等があり、全国的に加入者一人当たり医療費が減少（加入者一人当たり医療費の減少は協会けんぽ発足以来初めて）。令和3年度以降はその反動により大幅に伸び、令和4年度以降も医療費は増加傾向である。

・平成30年度から令和5年度までの伸びは1.17倍で、47支部中13番目の伸び

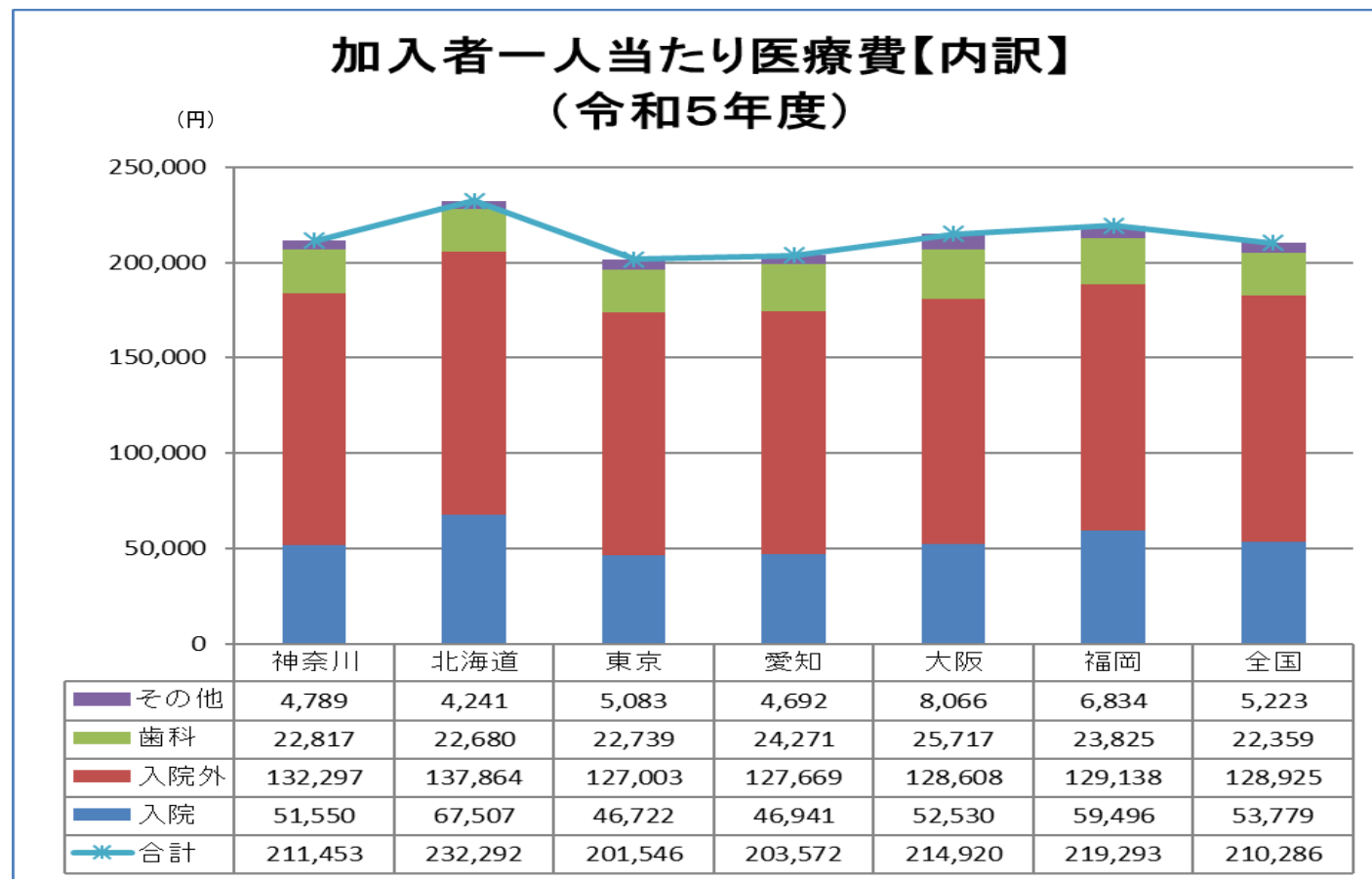


(出所)①「都道府県別加入者数等の状況、標準報酬等級別・標準賞与額別被保険者の状況」(速報ベース)

②「都道府県別保険給付費・医療費の状況」(速報ベース)

給付等の概況 (2)加入者一人当たり医療費②

- ・神奈川支部の令和5年度の加入者一人当たり医療費は全国平均を1,167円上回っている。
内訳を見ると、入院(高い方から39番目)は全国平均を下回っている一方、入院外(同15番目)及び歯科(同10番目)は全国平均を上回っている。
- ・支部ごとの加入者一人当たり医療費と保険料率には、強い相関関係がある。



(出所)①「都道府県別加入者数等の状況、標準報酬等級別・標準賞与額別被保険者の状況」(速報ベース)

②「都道府県別保険給付費・医療費の状況」(速報ベース)

3. 令和5年度のKPIと達成状況

①基盤的保険者機能関係

KPI設定項目		令和5年度			令和4年度
		支部KPI	支部実績	全国実績	神奈川支部実績
1	サービススタンダードの達成状況	100%	100%	99.9%	100%
2	現金給付等の申請に係る郵送化率	97.0 %以上	97.2%	95.6%	97.0%
3	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	対前年度以上 (0.337%)	0.408%	0.423%	0.337%
4	協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上 (7,902円)	8,301円	8,472円	7,902円
5	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合	対前年度以下 (0.57%)	0.59%	0.83%	0.57%
6	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	対前年度以上 (83.17%)	79.35%	82.10%	83.17%
7	返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率	対前年度以上 (47.03%)	50.76%	53.29%	47.03%
8	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	94.0%以上	83.0%	89.1%	87.2%

※ 「令和5年度実績」については、青字は達成、赤字は未達成のもの。時点の記載のないものは、当該年度の実績。

令和5年度のKPIと達成状況 ②戦略的保険者機能関係、③組織運営体制関係

KPI設定項目		令和5年度			令和4年度
		支部KPI	支部実績	全国実績	神奈川支部実績
9	生活習慣病予防健診実施率	69.9%以上	62.1%	57.7%	60.4%
10	事業者健診データ取得率	5.8%以上	3.0%	7.1%	4.0%
11	被扶養者の特定健康診査受診率	26.2%以上	25.1%	28.3%	24.4%
12	被保険者の特定保健指導の実施率	35.2%以上	12.1%	19.8%	9.7%
13	被扶養者の特定保健指導の実施率	25.1%以上	17.2%	15.6%	13.2%
14	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	13.1%以上	8.9%	9.2%	11.5%
15	健康宣言事業所数	1,210事業所以上	1,290事業所	94,740事業所	995事業所
16	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	58.8%以上	58.3%	52.6%	57.6%
17	ジェネリック医薬品使用割合	81.1%以上	83.0%	83.7% (R6.2現在)	81.1%
18	地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施	意見発信の実施	8回	-	実施あり：4回
19	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0%以下	0%	9.9%	6.3%

※「令和5年度実績」については、青字は達成、赤字は未達成のもの。時点の記載のないものは、当該年度の実績。

I. 基盤的保険者機能関係

(1) 健全な財政運営

令和5年度 事業計画

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営への理解を得るため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
- ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。

KPI 設定項目

設定なし

主な取組

- ・ 保険財政についての情報を納入告知書同封チラシや健康保険委員向け広報誌に掲載
- ・ 新聞広告、関係団体の広報媒体等により、加入者、事業主に対して保険料率の広報を実施
- ・ 神奈川県医療費検討委員会に向けて、医療費のデータ分析に関する意見発信を行った

総括

- ・ 協会の財政状況（決算報告）については、納入告知書同封チラシや健康保険委員向け広報誌において実施することができた。また、神奈川支部の令和6年度保険料率についても、新聞広告や支部の広報媒体を活用するだけでなく、関係団体にもご協力いただき、広報を実施することができた。

(今後の方向性)

- ・ 引き続き、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。また、加入者、事業主に対して協会の財政状況や保険料率に関する情報が届くよう、様々な広報媒体を使用して情報発信を実施していく。

協会けんぽ 2022（令和4）年度決算（見込み）のお知らせ

2022年度の決算（見込み）のポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加（+1,328億円）しましたが、この要因は、保険料収入の増加（+1,868億円）より保険給付費の増加（+2,502億円）が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の両設者の医療費の一时的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算（戻り分1,903億円）が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事例によるものです。

※ 詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算（見込み） | 医療分

収入	11兆3,093億円	(+1,813億円)
支出	10兆8,774億円	(+ 486億円)

収支差	4,319億円	(+1,328億円)
繰越金	4兆7,414億円	(+4,319億円)

※（ ）内は、対前年度比。



Q. 2022年度の決算は赤字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような展開になるのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の動向から楽観を許さない状況です。

- ・収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- ・支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度（対前年度比+8.6%）をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を含め、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めています。

2022（令和4）年度 神奈川支部の健康づくりの取組

協会けんぽ神奈川支部では「かながわ健康企業宣言」を推進しており、【加入者の健康度の向上】のため宣言事業所への無料出席講座（食生活改善・禁煙・メンタルヘルス対策等）、健康づくりDVDの貸出を実施しました。

令和5年度は無料出席講座・健康づくりDVDの貸出に加え、健康づくり講座の動画配信（ビデオオンデマンド方式）を実施し、加入者みなさまの健康づくりを推進しています。

「かながわ健康企業宣言」へのエントリーはこちら⇒



令和4年度決算のお知らせ
（納入告知書同封チラシ：令和5年9月号）

神奈川支部

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ
事業所内で回覧をお願いいたします。

令和6年3月分（4月納付分）からの

保険料率のお知らせです

神奈川支部の 健康保険料率は据え置きとなります

令和6年2月分（3月納付分）まで
給与・賞与の

令和6年3月分（4月納付分）から
給与・賞与の

10.02% ▶ 10.02%

介護保険料率は変更となります

令和6年2月分（3月納付分）まで給与・賞与の

令和6年3月分（4月納付分）から給与・賞与の

1.82% ▶ 1.60%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に

全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分より変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率10.02%のうち、6.60%は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。★ご加入の支部は健康保険証の「保険者名称」をご確認ください。（居住する都道府県とは異なる場合があります。）



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで
TEL 045-270-8431
〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-0-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

令和6年度保険料率広報リーフレット

I. 基盤的保険者機能関係

(2) サービス水準の向上

令和5年度 事業計画

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
- ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見いだし、迅速に対応する。

KPI設定項目

令和5年度

支部KPI

支部実績

全国実績

令和4年度
支部実績

サービススタンダードの達成状況

100%

100%

99.9%

100%

現金給付等の申請に係る郵送化率

97.0%以上

97.2%

95.6%

97.0%

主な取組

- ・ 各種申請書の受付件数に応じた柔軟な処理体制と支給までの期間の進捗管理を徹底
- ・ 各種広報、電話対応時の郵送案内を徹底
- ・ 電話対応研修、勉強会等を開催
- ・ 前年度のお客様満足度調査を踏まえた改善委員会を開催し、神奈川支部電話対応5か条と電話応対セルフチェックシートを改善（10月から実施）

総括

- ・ サービススタンダードについては、受付件数に応じた処理体制を指示し、進捗管理を徹底することにより支部KPIを達成した。
- ・ 現金給付等の申請に係る郵送化率については、各種広報と、電話対応時の郵送案内を徹底し、支部KPIを達成した。
- ・ 相談・照会体制の整備については、本部が定める相談体制どおりの人員を配置するとともに、研修、勉強会等の開催による職員のスキルアップを図り、お客様サービスの向上に努めた。

（今後の方向性）

- ・ 受付件数に応じた柔軟な業務シフトによる処理を行うとともに、研修会・勉強会等による職員のスキルアップに努め、サービス水準の向上を図る。

I. 基盤的保険者機能関係

(3) 限度額適用認定証の利用促進

令和5年度 事業計画

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関等に申請書を配置するなど利用促進を図る。
- ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

KPI 設定項目

設定なし

主な取組

- ・ メルマガ、広報紙による広報
- ・ 保健グループでの健診機関監査時に、窓口での申請書の設置を依頼
- ・ 新様式への切り替えの案内を兼ねた引き続きの協力依頼を実施（73機関）

総括

- ・ 各種広報に加え、保健グループと連携し医療機関の窓口へ申請書の設置協力を実施した。また、申請様式の変更に伴い、新様式への切り替え案内についても協力依頼を実施（73機関）し利用促進を図った。

（今後の方向性）

- ・ 各種広報の実施、医療機関への制度周知の依頼により利用促進を図っていくとともに、マイナンバー利用による受診促進を行う。

I. 基盤的保険者機能関係

(4) 現金給付の適正化の推進

令和5年度 事業計画

- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころかし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

KPI設定項目

令和5年度

令和4年度
支部実績

支部KPI

支部実績

全国実績

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合

対前年度以下
(0.57%)

0.59%

0.85%
(R6.2現在)

0.57%

主な取組

- ・ 保険給付適正化PTの開催（年間4回実施）
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について毎月のリストに基づく処理を確実に実施
- ・ 毎月の患者照会、年2回の不正の疑いがある施術所に対する面接確認委員会を実施

総括

- ・ 不正の疑いのある事案について、給付適正化会議を開催し適切に対応をした。
- ・ 障害年金・労災保険等との併給調整について、確実に実施した。
- ・ 柔道整復施術療養費については、年間を通じ患者照会の実施、3部位割合が高い施術所への警告文書の送付、年2回の面接確認委員会の実施等、効果的な対策を実施したが、支部KPIは未達であった。

(今後の方向性)

- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整、柔道整復施術療養費にかかる過剰受診対策を確実に実施する。

I. 基盤的保険者機能関係

(5) 海外療養費支給申請の審査の強化

令和5年度
事業計画

- ・ 海外療養費の給付適正化のため、支給申請の審査を強化する。(全国47支部)

KPI
設定項目

設定なし

主な取組

- ・ 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の確認
- ・ 治療目的の渡航が疑われる場合や、慢性疾患による申請の場合に、国内受診状況（レセプト）の確認を徹底し、必要に応じて国内外の医療機関への文書照会の実施
- ・ パスポートやビザ等による渡航目的および理由の確認を徹底
- ・ マニュアルによる業務の標準化・効率化・簡素化を徹底
- ・ 海外居住被扶養者に係る現況確認や海外特例要件確認の実施

総括

- ・ 外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の確認を徹底することで、加入者申請額に対して5割ほどの給付適正化を果たした。
 - ・ 国内受診状況（レセプト）の確認や、渡航目的の確認等を徹底して行い、適正な審査・決定に努めた。
- (今後の方向性)**
- ・ 令和5年度と同様の取り組みを徹底することと合わせて、外部委託を活用した海外の医療機関への電話による照会を実施し、給付適正化に努める。

I. 基盤的保険者機能関係

(6) 効果的なレセプト点検の推進

令和5年度 事業計画

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、協会本部が示した今後のレセプト点検体制のあり方（協会における審査の効率化・高度化の取り組み）に基づき、支部における点検体制のあり方を検討する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

KPI設定項目	令和5年度			令和4年度 支部実績
	支部KPI	支部実績	全国実績	
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	対前年度以上 (0.337%)	0.408%	0.423%	0.337%
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上 (7,902円)	8,301円	8,472円	7,902円

主な取組

【合算したレセプト点検の査定率】

- ・ システムを活用した効率的な点検の強化
- ・ 支部内の勉強会や外部講師の研修による点検員のスキルアップ
- ・ 支払基金との打合せ会において、疑義が生じた審査結果について協議を行い、改善を図る

【1件当たり査定額】

- ・ 高点数レセプトを優先した点検の実施

総括

- ・ スキルが高い点検員の退職による査定率、査定額の低下が懸念されたが、システムを活用した効率的な点検の強化、高点数レセプトを優先した点検の実施、勉強会や研修による点検員のスキルアップを図ったことにより、合算したレセプト点検の査定率・1件当たり査定額ともに支部KPIを達成することができた。

（今後の方向性）

- ・ 手術や高額薬剤などの高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先して実施するとともに、点検員のスキルの向上と点検員とのコミュニケーションを強化し、目標達成を目指す。

I. 基盤的保険者機能関係

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

令和5年度 事業計画

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・ 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施および費用対効果を踏まえた法的手続の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

KPI設定項目

令和5年度

支部KPI

支部実績

全国実績

令和4年度
支部実績

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率

対前年度以上
(83.17%)

79.35%

82.10%

83.17%

返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率

対前年度以上
(47.03%)

50.76%

53.29%

47.03%

主な取組

【保険証回収率】

- ・ 保険証未回収者に対する返納催告（文書89,512件・電話754件）
- ・ 未返納の多い事業所に対する早期返納の周知（207件）

【返納金債権回収率】

- ・ 弁護士を活用した文書催告（742件）
- ・ 保険者間調整の積極的な活用（2,049件、179,932,928円）

総括

- ・ 保険証未回収者に対する文書催告、被保険者証回収不能届を活用した電話催告、未返納の多い事業所への保険証回収の周知など行ったが、支部KPIは未達であった。
- ・ 保険者間調整の積極的な活用、弁護士を活用した文書催告、法的手続きの実施により支部KPIを達成することができた。
（今後の方向性）
- ・ 他支部の取組事例を参考に、保険証未回収者に対する早期の返納催告を実施する。
- ・ 資格喪失時の被保険者証の早期回収と届出への添付について、各種広報媒体を活用した広報を実施する。
- ・ 未返納が多い事業所に対して早期返納の重要性を理解いただくための文書を送付する。
- ・ 債務者に対する早期着手、保険者間調整の積極的な活用、弁護士を活用した文書催告、法的手続きの実施などにより返納金債権回収率の向上を図る。

I. 基盤的保険者機能関係

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

令和5年度 事業計画

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

KPI設定項目

令和5年度

支部KPI

支部実績

全国実績

令和4年度
支部実績

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

94.0%以上

83.0%

89.1%

87.2%

主な取組

- ・ 社労士会へ訪問し、被扶養者状況リストの社労士あて送付に関する説明協力依頼を実施
- ・ 年金事務所、事務センターと連絡会議を開催し、再確認業務の説明協力依頼を実施
- ・ 未提出事業所（18,965件）へ提出勧奨の文書を送付。さらに、社労士未提出事業所（8社労士13事業所）への電話勧奨と健康保険委員がいる未提出事業所（1,469事業所）への提出勧奨の文書を送付

総括

- ・ 社労士会、年金事務所、事務センターへの協力依頼および未提出事業所への文書による提出勧奨を実施するも支部KPIは未達であった。

(今後の方向性)

- ・ 提出率が低調であることを踏まえ、社労士会、年金事務所、事務センターへ協力依頼を実施する。
- ・ 提出状況にかかる進捗管理を徹底するとともに、勧奨体制を強化して取組む。
- ・ 勧奨による効果が期待できる健康保険委員がいる未提出事業所への勧奨を強化する。

I. 基盤的保険者機能関係

(9) オンライン資格確認等の積極的な広報の実施

令和5年度 事業計画	・ オンライン資格確認及びマイナンバーカードの保険証利用及び電子処方箋について、積極的に周知を図る。
KPI 設定項目	設定なし
主な取組	・ 加入者及び事業所を対象に、マイナンバーカードの保険証利用について、納入告知書同封チラシ（3月）、メールマガジン（11月から3月まで）、健康保険委員広報誌（12月）において広報を実施
総括	・ マイナンバーカードの保険証利用申込の方法や利用申込をした場合のメリットなどについて、支部の様々な広報媒体を用いて、加入者へ周知することができた。 (今後の方向性) ・ 現行の保険証は令和6年12月に新規発行を終了し、発行済みの保険証は令和7年12月から利用できなくなる。また、オンライン資格確認及びマイナンバーカードの保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組である。これらのことから、加入者が医療機関等を受診する際に不安を抱かないよう、引き続き各種広報媒体を用いた丁寧な周知を行う。

I. 基盤的保険者機能関係

(10) 業務改革の推進に向けた取組

令和5年度 事業計画

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・ 本部が定める相談体制の標準化と併せ、相談業務の品質の向上に向けた検討結果に基づいた対応を進める。
- ・ 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

KPI 設定項目

設定なし

主な取組

- ・ ユニットミーティング、職場討議の実施
- ・ ジョブローテーション、審査体制の変更による職員の多能化を推進

総括

- ・ ユニットミーティングや職場討議の実施により、事務処理の徹底を図った。また、OJTの実施、ジョブローテーションの実施により、職員の多能化・生産性の向上につなげることができた。
- (今後の方向性)**
- ・ 効果的・効率的な事務処理体制を意識しながら、多能化・生産性の向上を目指す。

Ⅱ. 戦略的保険者機能関係

(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

令和5年度 事業計画	「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 - 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。
KPI 設定項目	設定なし
主な取組	第2期データヘルス計画の上位目標である、「循環器系疾患の1人当たり医療費を全国平均以下にする」を達成するため、下位目標である、次の取組を実施（詳細は、次頁以降） ①特定健診・特定保健指導の推進 - 特定健診受診率、事業者健診データ取得率及び特定保健指導実施率の向上 ②重症化予防対策の推進 - 未治療者に対する受診勧奨の実施 - 糖尿病患者に対するかかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムの実施 ③コラボヘルスの推進 「かながわ健康企業宣言」事業の推進
総括	「コラボヘルスの取組」にかかる支部KPIは達成したが、「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防対策の推進」の支部KPIは未達であった。 （今後の方向性） - かながわ健康企業宣言や関係団体との連携を軸としたコラボヘルスを一層推進し、保健事業の底上げを図る。

Ⅱ. 戦略的保険者機能関係

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

令和5年度 事業計画

- ・ 特定健診受診率の向上に向け、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。
- ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、協定締結をしている市町村との連携強化をするなど、がん検診との同時実施を推進する。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、神奈川労働局や県との連携など、関係団体に対する働きかけを行う。
また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者(3者間)での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に神奈川支部へ提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

KPI設定項目

令和5年度

支部KPI

支部実績

全国実績

令和4年度
支部実績

生活習慣病予防健診受診率

69.9%以上

62.1%

57.7%

60.4%

事業者健診データ取得率

5.8%以上

3.0%

7.1%

4.0%

被扶養者の特定健康診査受診率

26.2%以上

25.1%

28.3%

24.4%

主な取組

【生活習慣病予防健診】

- ・ 自己負担の軽減（7,169円→5,282円）、小規模事業所勤務の未受診被保険者約20.7万人の自宅にDMを送付、健診機関と連携した受診勧奨を実施

【事業者健診データ取得】

- ・ 外部委託を活用し、神奈川県労働局からの要請文及び神奈川県との連名による勧奨文書を事業主あて送付するとともに、電話勧奨を実施

【被扶養者の特定健診】

- ・ 健診機関主催の自己負担無料集団健診の広報支援を2回実施（延べ36.1万人にDMを送付）

総括

- ・ 令和5年度の「生活習慣病予防健診実施率」及び「被扶養者の特定健康診査受診率」は、令和4年度を上回ったが、支部KPIは3項目とも未達となった。生活習慣病予防健診については、小規模事業所の健診実施率が低調であり、健診受診の重要性に関する周知広報が必要である。

（今後の方向性）

- ・ 生活習慣病予防健診については、令和5年度に実施した自己負担の軽減に加え、令和6年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を推進する。生活習慣病予防健診未利用事業所については、事業者健診データ取得に向けた文書勧奨等を実施する。
- ・ 被扶養者の特定健診については、神奈川県や協定を締結している市町村との連携を強化し、がん検診との同時実施を推進する。

◆小規模事業所勤務の未受診被保険者宛のダイレクトメール



さらに
健診が
受けやすくなりました

令和4年度

7,169円

協会けんぽにご加入の
被保険者(ご本人)の方



生活習慣病予防健診が
令和5年度 **5,282円**で
受診できます!

令和5年4月から生活習慣病予防健診が5,282円で受診できます。
これまでより自己負担額が1,887円安くなりました。

※1 一般受診の基高額。金額は健診機関によって多少異なります。受診は年度中に1回です。

かんたん手続き

健診機関または出張会場を選んで☎電話予約するだけ!



健診機関

病院、健診センターなどで
健診を受診

●神奈川県内の約150ヶ所の
健診機関から選べます



一部の健診機関は
Web予約(申込)可能!



出張会場

お住まいや勤務の先近くで
健診を受診

●神奈川県内の50会場
124日間(12月以降)※2から選べます

※2 令和5年12月から
令和6年3月までの
期間予定です。
(令和5年10月末迄)

健診機関・出張会場はこちらから検索

出張会場の日程は最新情報更新中



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

生活習慣病予防健診で①調べること②わかること

①調べること

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査(肺がん)
- 胃部レントゲン検査(胃がん)
- 便潜血反応検査(大腸がん)

②わかること

健診内容
詳細は
こちらから



メタボリックシンドローム

メタボリックシンドロームとは、お腹まわり
に内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモ
ンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常
等が起こり、生活習慣病の発症リスクの増
大を示します。

5大がんまでカバー!



※子宮頸がん検診、乳がん検診はオプションです。

●生活習慣病予防健診(一般健診)の対象となる方は協会けんぽに加入する35歳から74歳までの被保険者(ご本人)です。
がん検査を含めたセット健診です。

健診の申込、受診の流れ

1

健診機関に
☎電話予約もしくは
Web予約(申込)する



一部の健診機関は
Web予約(申込)可能!



メニュー画面から
受診先を
検索してください。

2

受診日等、
予約内容
を確認する



3

健診を受診する

事前に予約した健診機関から
検査キット、問診票等が送られ
てきます。受診当日は健康保
険証、自己負担額、検査キット、
問診票等をお持ちください。
※自己負担額は健診機関によっ
て多少異なります。
健診機関にご確認ください。



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

〒220-8538 横浜西区みなとみらい4-6-2
みなとみらいグランドセントラルタワー9階
電話: 045-270-9976(保健グループ)



Ⅱ．戦略的保険者機能関係

ii) 特定保健指導の実施率の向上

令和5年度 事業計画

- ・ 特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内(指導機会の確保を含む)の徹底を図る。
- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。あわせて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。

KPI設定項目	令和5年度			令和4年度 支部実績
	支部KPI	支部実績	全国実績	
被保険者の特定保健指導の実施率	35.2%以上	12.1%	19.8%	9.7%
被扶養者の特定保健指導の実施率	25.1%以上	17.2%	15.6%	13.2%

主な取組

【被保険者の特定保健指導】

- ・ 特定保健指導業務委託機関数の拡大を推進し、5機関と新規契約を締結（累計62機関）
- ・ 神奈川支部の保健師及び管理栄養士の事業所訪問による保健指導の推進（1,671事業所を訪問し、4,038人の初回面談を実施）
- ・ 専門機関の活用による遠隔面談(ICT)の推進（遠隔面談により5,077人の初回面談を実施）

【被扶養者の特定保健指導】

- ・ 健診実施機関主催による集団健診会場で、健診当日の特定保健指導を実施

総括

- ・ 令和5年度の「被保険者の特定保健指導実施率」、「被扶養者の特定保健指導実施率」は、令和4年度実績を上回ったが、支部KPIは未達となった。特定保健指導の重要性の周知不足や、健診当日に初回面談を実施できる健診機関への委託が進まないこと等が課題である。

（今後の方向性）

- ・ 特定保健指導の実施が可能である健診機関、特に、健診当日の初回面談の実施が可能である健診機関の拡大を図る。
- ・ 被扶養者向けの健診実施機関主催による集団健診会場での健診当日の特定保健指導を推進する。

◆生活習慣病予防健診のご案内(事業所用)(見直し後) ※一部抜粋

事業主の皆さまへ

令和5年度(2023年4月~2024年3月)

生活習慣病 予防健診のご案内

自己負担額が
下がりました!

従業員の健康と事業所の将来を守るために、毎年の健診受診は重要です!

気づかぬうちに…
「生活習慣病」

私たちの健康に大きく関係する生活習慣病。その多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙、過度な飲酒等の不適切な生活の積み重ねによってメタボリックシンドロームとなり、これが原因となって引き起こされます。放置することで症状が悪化し、元の健康な状態に戻る事が困難とされています。

レベル0

レベル1

- 身体活動・運動不足
- 不適切な食生活(エネルギー・塩分・脂肪の過剰等)
- 喫煙 ●過度の飲酒 ●過度のストレス

レベル2

- 肥満 ●高血糖 ●高血圧 ●脂質異常

メタボリックシンドローム*

レベル3

- 肥満症(特に内臓脂肪型肥満)
- 糖尿病 ●高血圧症 ●脂質異常症

レベル4

- 虚血性心疾患(心筋梗塞・狭心症等)
- 脳卒中(脳出血・脳梗塞等)
- 糖尿病の合併症(失明・人工透析等)

レベル5

- 半身の麻痺
- 認知症
- 日常生活における支障

***メタボリックシンドロームとは?**

メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

自分の健康レベルの「現在地」を知る、それが健診。

糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、進行しているというケースが少なくありません。健診を受けて、自分自身の健康状態がどのレベルなのかを把握し、生活改善に向けて取り組みましょう!

① 事業主の皆さま 従業員の皆さまに、健診受診の積極的なお声がけをお願いします。

健診受診後の行動が大切です!

危険地帯までの距離さえわかれば、後はそこから遠ざかるのみ!

健診で自身の健康状態が分かったら、改善に向けたアクションが大切。健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。

① 健診結果に異常がなかった方も、引き続きの健康づくり、毎年の健診を!

② 特定保健指導※を利用しましょう!

③ 医療機関に早期受診を!

※「特定保健指導」とは…

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添ってサポートします。

① 事業主の皆さま

健診を受けた結果、生活習慣の改善が必要な従業員の方には、特定保健指導のご案内を事業所にお送りしています。特定保健指導のご案内を従業員の方に健康にお渡しいただき、積極的なお声がけをお願いします。

① 事業主の皆さま

健診の結果から医療機関への受診が必要にもかかわらず、受診していない従業員の方には、ご自宅に右の通知をお送りしています。事業主の皆さまも、従業員の方々の健診結果をご確認いただき、従業員の方へお声がけください。

生活習慣病予防健診とは?

生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査、がん検診等、被保険者(ご本人)に受けていただく健診です。

生活習慣病予防健診で
調べること

- 血圧測定**
 - ▶血圧を測り、循環器系の状態を調べます
- 尿検査**
 - ▶腎臓、尿路の状態や糖尿病等を調べます
- 便潜血反応検査**
 - ▶大腸からの出血を調べます
- 血液検査**
 - ▶動脈硬化、肝機能等の状態や糖尿病、痛風等を調べます
- 心電図検査**
 - ▶不整脈や狭心症等の心臓に関わる病気を調べます
- 胃部レントゲン検査**
 - ▶食道や胃、十二指腸の状態を調べます
- 胸部レントゲン検査**
 - ▶肺や気管支の状態を調べます

肺 胃 大腸 心臓 肝臓

協会けんぽの生活習慣病予防健診は**5大がん**までカバー!

Ⅱ．戦略的保険者機能関係

iii) 重症化予防対策の推進

令和5年度 事業計画

- ・ 未治療者の受診率向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。
- ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

KPI設定項目	令和5年度			令和4年度 支部実績
	支部KPI	支部実績	全国実績	
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	13.1%以上	8.9%	9.2%	11.5%

主な取組

【未治療者に対する受診勧奨】

- ・ 要治療者を確実に医療に結び付けるため、一次勧奨（本部勧奨）の対象者も含めた加入者（約1.4万人）を対象に、外部委託による受診勧奨（電話勧奨）を実施

【糖尿病の重症化予防】

- ・ 4市（横浜市、横須賀市、相模原市、川崎市）の医師会と連携して、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを外部委託にて実施（26名が参加申し込み）

総括

- ・ 令和5年度の「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合」の支部KPIは未達となった。健診の結果、要治療と判定された場合は速やかに医療機関を受診することを、広く浸透させることが重要。

（今後の方向性）

- ・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムについては、引き続き4市の医師会を通じてかかりつけ医と連携しつつ、実施する。

Ⅱ．戦略的保険者機能関係

iv) コラボヘルスの推進

令和5年度 事業計画

- ・ かながわ健康企業宣言の参加事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、事業所カルテの積極的な活用や、健康宣言内容の標準化（健診実施率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を推進し、家族を含めた事業所における健康づくりの支援等を拡充する。
- ・ かながわ健康企業宣言参加事業所の健康意識の向上を図るため、健康の維持・増進に役立つ情報や医療費適正化につながる情報提供の強化に取り組む。
- ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

KPI設定項目

令和5年度

令和4年度
支部実績

支部KPI

支部実績

全国実績

健康宣言事業所数

1,210事業所以上

1,290事業所

-

995事業所

主な取組

（参加事業所拡大に向けた取組）

- ・ 加入事業所への各種広報誌等を活用した文書勧奨

（健康宣言事業所に対する健康づくりのフォローアップ）

- ①健康宣言内容の標準化の推進（1,290事業所のうち、1,166事業所：90.4%が標準化済）
- ②産業保健総合センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を含めた健康づくり講座の実施（70回）
- ③健康づくりに関するDVDの貸し出し（34回）
- ④事業所カルテを活用し、健康度の改善状況をデータとして健康宣言事業所へ提供
- ⑤参加事業所の前年度の取組結果や健診実施率等をもとに「健康優良企業（★～★★★★★）」を認定

総括

- ・ 加入事業所へ定期的に文書勧奨を行うことで、健康宣言事業所数のKPIを達成することができた。
- ・ 健康宣言事業所に対し、健康づくり講座やDVDの貸し出しに加え、VOD方式による健康づくり講座の動画配信(無料)を行うなど、多様なニーズを踏まえつつ参加事業所の健康づくりに資することができた。

（今後の方向性）

- ・ 参加事業所のさらなる拡大を目指して、引き続き広報誌等により参加事業所を募る。
- ・ 参加事業所に対するフォローアップについて、利用実績を踏まえつつ充実を図る。

かながわ健康企業宣言

参加企業募集!

「健康経営」[※]を始めてみませんか?

従業員の健康経営や健康づくりを「投資」と捉え、企業が従業員の健康増進に取り組む「健康経営」という経営スタイルが注目されています。

協会けんぽ神奈川支部は
働く皆様の健康づくりを応援します。



かながわ健康企業宣言のメリット

- 特典1** 協会けんぽ神奈川支部内で「健康企業宣言証」を交付します。
- 特典2** 企業の健康経営を評価し、「健康企業診断カルテ」を交付します。
- 特典3** 自治体などと連携して、無料で企業の健康づくりをサポートします。
- 特典4** 「健康優良企業」の認定で、「認定ロゴマーク」を使用できます。

同封の「エントリーシート」を提出して、協会けんぽ神奈川支部と一緒に職場の健康づくりに取り組みましょう。

※「健康経営」とは、経済産業省が推進する経営スタイルです。

かながわ健康企業宣言にエントリーして、
従業員の健康づくりに取り組みましょう!

●かながわ健康企業宣言から健康優良企業認定までの流れ

ステップ1

「健康企業診断カルテ」送付依頼書の提出

「健康企業診断カルテ」送付依頼書を協会けんぽへご提出ください。
協会けんぽより「健康企業診断カルテ」を送付します。

ステップ2

健康企業診断カルテとチェックシートで職場の状況を確認

「健康企業診断カルテ」と本パンフレットP4～6の「かながわ健康企業宣言チェックシート」を使って、職場の現状を確認しましょう。チェックシートを提出する必要はありません。

ステップ3

健康企業宣言エントリーシートの提出

「エントリーシート」の宣言内容をご確認ください。
「共通項目」①～⑨は全企業・全団体共通です。
※健診受診率・特定保健指導実施率は「健康企業診断カルテ」を参考に目標値を設定してください。
「選択項目」⑩は各企業・各団体で取り組む事項を選択してください。(複数選択可)
「エントリーシート」を協会けんぽへご提出ください。
協会けんぽより「かながわ健康企業宣言証」を送付します。

ステップ4

健康づくりへの取り組み

宣言内容をもとに、職場でできる取り組みを計画し積極的に実施しましょう。

ステップ5

取り組み内容の振り返り・報告

取り組みの内容を振り返り、報告用チェックシートに必要事項を記入のうえ、協会けんぽへご提出ください。協会けんぽより「認定証」を授与します。
※報告用チェックシートは毎年4月に協会けんぽより送付します。

報告いただいた内容を総合的に審査し、みなさまの取り組みを「★」～「★★★★★」の5段階で評価します。
「★★★★★」、「★★★★★」の評価を獲得した企業・団体様を「健康優良企業」と認定します。

令和4年度より、「健康優良企業」の認定基準に、健診と特定保健指導に関する必須項目が追加されます。

★★★★★の獲得基準 …… 健診受診率90%以上かつ特定保健指導実施率50%以上
★★★★の獲得基準 …… 健診受診率80%以上かつ特定保健指導実施率25%以上

●かながわ健康企業宣言をすると…

健康経営優良法人認定の
申請が可能になります。

経済産業省が主導して、優良な「健康経営」を行う企業・団体を顕彰する制度です。

この認定を受けるには、健康宣言の実施が必要になります。

※事業所の規模に応じて申請条件が異なりますので、詳しくは経済産業省のHPで、ご確認ください。

毎年「健康企業診断カルテ」で自社・自団体の健康度が把握できます。

過去の健診結果等から「医療費の状況」や「健康リスク保有率」について、神奈川支部平均・同業種平均と比較することで、自社・自団体の現状を把握し、健康づくりの取り組み目標を設定できます。

健康づくりに関するサポートや課題解決に向けた
アドバイスを受けることができます。

自治体等との連携により健康出前講座を無料で実施します。
ヒアリング等を通じて健康課題の解決に向けたアドバイスを行います。

Ⅱ. 戦略的保険者機能関係

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

令和5年度 事業計画	・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部で作成した全支部共通の広報資材（動画、パンフレット）等も活用し、支部広報誌やWEB等により、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。
---------------	--

KPI設定項目	令和5年度			令和4年度 支部実績
	支部KPI	支部実績	全国実績	
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	58.8%以上	58.3%	52.6%	57.6%

主な取組	(加入者・事業主への情報発信) ・ 事業所に対し、協会けんぽの事業運営、手続き案内、制度改正等、事業等の実施時期に合わせた広報を実施 ・ 加入者等に対して、協会けんぽの事業等について、メールマガジンやWEB等を活用した広報を実施 ・ 新規適用事業所の理解促進のため、健康保険制度の概要や給付内容等が記載された「協会けんぽGUIDE BOOK」を配布 (健康保険委員の委嘱拡大) ・ 新規適用事業所向けの制度周知と併せた勧奨及び事業所規模別等の委嘱状況に応じた勧奨を実施 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体や産業保健総合支援センター等との協働開催による健康保険委員研修会を継続するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施
------	--

総括	(加入者・事業主への情報発信) ・ 支部の広報誌、メールマガジン、WEB等を活用して、事業運営、手続き案内、制度改正等、事業の実施時期に合わせた広報ができた。また、「保険料率」については、県内の経済団体、社会保険労務士会、自治体等の関係団体にもご協力いただき、様々な機会を活用した広報ができた。 (健康保険委員の委嘱拡大) ・ 事業所規模別の勧奨等を実施し新規委嘱により3,803人増加したものの、退職等により2,297人減少したため、KPI達成には至らなかった。(令和6年3月末 24,827人) (今後の方向性) ・ 引き続き、支部の広報媒体だけでなく、関係団体の機関紙等を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな広報を実施する。加えて、加入者のヘルスリテラシーの向上を図るための情報提供を強化する。
----	--

あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいっぽ!

令和5年度から、さらに皆さまの健康を守り続ける、新たな取組を順次開始します。

さらに充実、一步先へ! 協会けんぽの「健康づくり」事業

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

令和5年4月スタート!

一般健診 対象(35歳~74歳の被保険者(ご本人))

最高 7,169円 → 軽減後 5,282円

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、
血圧測定 血糖検査 尿検査 心電図検査
胸部レントゲン検査 腹部レントゲン検査
管理栄養士検査

メタボリックシンドロームとともに
5大がん(肺 胃 大腸 子宮 乳房)までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで胆玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなる状態のことです。

付加健診 4,802円 → 2,689円 令和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳・50歳に加え、45歳・55歳・60歳・65歳・70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった臓器の働きを調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

健診を受けた後の行動こそが大切です!

健診

異常なし
引き続きの健康づくり、毎年の健診を!

生活習慣の改善が必要
特定保健指導を利用しましょう!

医療機関への受診が必要
医療機関に早期受診を!

※特定保健指導って?!

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

※未治療者の受診勧奨!

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者(ご家族)にも医療機関への受診のご案内をお送りします。

全国健康保険協会 神奈川支部 TEL 045-270-8431 (受付時間)平日8:30~17:15
〒212-8538 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

特設ページはこちらから▶▶▶

特定保健指導で健康への目標・行動計画をサポート

協会けんぽの健康づくりのサポートについての動画はこちらから▶▶▶

特定保健指導の対象者について

健診を受けた40歳以上の方のうち 以下の追加リスクが1つ以上ある方

腹囲 男性 85cm以上 女性 90cm以上
BMI 25以上

さらに 血圧 血糖 脂質 喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ追加

特定保健指導対象者に該当

40歳~74歳までの方

特定保健指導の内容について

特定保健指導では対象者の健康に向けて目標と行動計画をサポートします! 健康や生活習慣を元に戻す機会です。

STEP 1 目標と行動計画の設定 20~30分の初回面談
ライフスタイルや体の状態に合わせて、運動や食事、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善に向けた取組を個別具体的に提案、健康に向けた目標と行動計画を一人一人に寄り添って一緒に考えます。

STEP 2 3~6か月チャレンジ 行動計画の実践
STEP1で考えた具体的な行動計画を実施、保健師または管理栄養士が応援します。

STEP 3 目標達成度のチェック
減量等、目標を達成できたが確認を行うとともに、引き続きの健康づくりについての取組をアドバイスします。

医療機関への早期受診について

医療機関への早期受診が必要な方

血圧 収縮期血圧値 160mmHg以上 拡張期血圧値 100mmHg以上

血糖 空腹時血糖値 126mg/dL以上 HbA1c 6.5%以上

脂質 LDLコレステロール値 180mg/dL以上 LDLコレステロール値に着目した医療機関への受診案内

※LDLコレステロールってなに?!

悪玉コレステロールとも呼ばれ、増えすぎると動脈硬化を起して心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。

高血圧・高血糖・脂質異常を放置すると?

高血圧 正常血圧と比べて血圧が高くなるほど脳卒中(脳出血、脳梗塞等)の発症リスクが高まります。

高血糖 高血糖の状態を放置すると、目が見えにくくなったり、人工透析が必要になる場合もあります。

脂質異常 LDLコレステロール値が基準値よりも高い人は心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

上手な医療のかかり方に係るWEB広報を実施

■ かかりつけ医を持つことやジェネリック医薬品を使うこと等を紹介する、上手な医療のかかり方に関する**WEB広報**を実施。ランディングページを作成し、**LINE、SmartNews、Google、Yahoo!Japan**に広告を掲出して誘導した。

また、医療機関におけるデジタルサイネージに動画広告を放映した。



メインキャラクターは新しく設定しつつ、前年度の広報に登場したキャラクター「医療費見直し隊」を再登場させることで、協会けんぽ神奈川支部の広報としての統一感を持たせた。

Ⅱ. 戦略的保険者機能関係

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

令和5年度 事業計画

<課題分析>

- ・ 協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

- ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。またアプローチをスムーズにするために、必要に応じて神奈川県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。

<加入者へのアプローチ>

- ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、各種広報を積極的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。
- ・ 県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

KPI設定項目

令和5年度

支部KPI

支部実績

全国実績

令和4年度 支部実績

ジェネリック医薬品使用割合

対前年度末以上
(81.1%以上)

83.0%

83.7%
(R6.2現在)

81.1%

主な取組

- ・ ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等により、ジェネリック医薬品の使用促進広報を実施
- ・ 軽減額通知の発送時期に合わせて、県内の医療機関や薬局のデジタルサイネージにおける使用促進広報を実施
- ・ 県薬剤師会との連携等による加入者へのジェネリック医薬品希望シールの配布
- ・ 神奈川県、県薬剤師会との連名によるポスター、チラシの作成（「上手な医療のかかり方」の広報の一環として実施）

総括

- ・ 支部の広報誌、メールマガジン、医療機関や薬局のデジタルサイネージ広告等を活用して、軽減額通知の実施時期と合わせた効果的な広報を実施できた。
 - ・ 神奈川県、県薬剤師会と連携した広報を実施することで、より訴求力を持った広報ができた。
- (今後の方向性)**
- ・ 使用割合を前年度末以上とするため、引き続き関係団体とも連携し、効果的な広報を実施する。

ジェネリック医薬品の使用促進

医療機関及び調剤薬局の待合室に設置されたデジタルサイネージに動画を配信 (ジェネリック医薬品軽減額通知の発送時期に合わせて、令和5年9月・令和6年2月に実施)

- ジェネリック医薬品の特徴を紹介する動画を作成。
ジェネリック医薬品の供給不足が続く状況を踏まえて、Webサイトなどを利用した大々的な広報は行わず、**医療機関や調剤薬局に設置されたデジタルサイネージ**で待っている患者様に対して、ジェネリック医薬品の使用に向けた働きかけを行った。



Ⅱ．戦略的保険者機能関係

(4) インセンティブ制度の周知

令和5年度 事業計画	令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。
KPI 設定項目	設定なし
主な取組	- 支部広報誌等を活用するなど引き続き制度の周知広報を実施 - 加入者の行動変容を促すために、インセンティブ制度や評価指標についての説明と関連付けて、健診の受診を促す内容のWEB等を活用した広報を実施
総括	- アンケート調査において、広告を見た方の6割強が健診の受診や予約をしており、行動変容につながる効果的な広報ができた。一方で、インセンティブ制度については、広告を見て制度のことを知った方が多く、健診受診勧奨を関連付けて広報することで、一定程度の周知が図られた。 (今後の方向性) - 引き続き、制度周知のための広報を実施していくが、より広報内容を分かりやすくするために工夫する必要がある。また、制度周知だけでなく、インセンティブが付与される上位15支部に入れるよう、健診受診等に関して行動変容を促す広報を実施していく。

インセンティブ制度の周知

インセンティブ制度・健診受診に係るWEB広告を実施 （令和5年12月～令和6年1月）

- インセンティブ制度の周知と健診受診を働きかける**WEB広報**を実施。ランディングページを作成し、**SmartNews、Google、Yahoo!Japan**に広告を掲出して誘導した。また、神奈川新聞に広告を掲載した。



健康道場の師範と弟子であるぽっちゃり体形のパンダをキャラクターに採用。

多くの方にクリックしてもらえるよう、クイズ形式のバナーを使用し、正解発表の後に具体的な説明を掲載し、より理解を深めてもらえる構成とした。

Ⅱ. 戦略的保険者機能関係

(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

令和5年度 事業計画

- i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
 - ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。
- ii) 医療提供体制に係る意見発信
 - ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
 - ・ 神奈川支部が参画する会議等において、加入者の健康増進や地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。
- iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ
 - ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

KPI設定項目

令和5年度

令和4年度
支部実績

支部KPI

支部実績

全国実績

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施

意見発信の
実施

実施あり：8回

—

実施あり：4回

主な取組

- ・ 地域医療構想調整会議等の場において、協会けんぽのデータや神奈川県から提供されたデータを活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を実施
- ・ 「上手な医療のかかり方」について、支部の広報誌、メールマガジン等を活用した広報を実施するとともに、神奈川県、県薬剤師会と連携し、会員薬局でのポスター掲示等を通じて加入者に対して働きかけを行った他、健康保険委員を通じた広報を実施
- ・ 「上手な医療のかかり方」について、「Web広告」及び「医療機関でのサインージ広告」の実施

総括

- ・ 地域医療構想調整会議に参画し、各種データを活用してエビデンスに基づく意見発信ができた。
 - ・ 「上手な医療のかかり方」の広報については、神奈川県、県薬剤師会と連携した取組を行うことができ、訴求力の高い広報を実施することができた。
- (今後の方向性)**
- ・ 引き続き、地域医療構想調整会議等の場において、エビデンスに基づく意見発信を行っていく。
 - ・ 「上手な医療のかかり方」について、引き続きデジタルサインージ等、視覚的に訴える広報を効果的に行う。

Ⅱ. 戦略的保険者機能関係

(6) 調査研究の推進

令和5年度 事業計画	- 医療費適正化等に向けて、医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して医療費や健診結果等の地域差について、神奈川支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析するとともに、属性別の分析を進める。 - 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。
KPI 設定項目	設定なし
主な取組	医療費や健診結果等の集計を行い、医療費やリスク保有割合等の地域差について見える化し、神奈川県や健康づくりの推進に係る協定を締結している4市（横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市）へ情報提供を実施
総括	- 医療費や健診結果におけるリスク保有割合の地域差について、神奈川県や健康づくりの推進に係る協定を締結している4市へ情報提供し、地域の課題を共有することができた。 「業態別被保険者1人当たり医療費の比較等に基づく保健事業優先推進業態の選定」について分析し、調査研究報告書に掲載された。 (今後の方向性) - 神奈川支部加入者の健康課題や医療費適正化に向けた課題を明らかにし、効率的・効果的な取組を実施するため、引き続き健診結果や医療費の分析の実施、さらなる深堀を実施する。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

(1) OJTを中心とした人材育成の推進

令和5年度
事業計画

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

KPI
設定項目

設定なし

主な取組

- ・ 協会職員に求められる能力の向上を図るため「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進。

(必須研修) 情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、内部統制研修

(支部独自研修) ビジネススキル研修（「わかりやすい説明の仕方」研修）

※必須研修 協会本部により全職員への実施が定められている研修 支部独自研修 支部の判断で実施する研修

総括

- ・ 必須研修、支部独自研修を実施するとともに、本部主催の階層別研修や、統計分析研修等の研修にそれぞれ参加した。

(今後の方向性)

- ・ 協会職員に求められる能力の向上を図るため必須研修・支部独自研修を計画的に実施する。
- ・ OJT研修・支部および本部での研修、通信教育などによる自己啓発を組合せることにより、計画的に人材育成を行う。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

(2) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

令和4年度 事業計画

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練に参加する。

KPI 設定項目

設定なし

主な取組

- ・ 全職員を対象としたコンプライアンス・個人情報保護についての研修の実施
- ・ 各グループによる、年間を通しての「コンプライアンスマニュアル」を使用した読み合わせ勉強会の実施
- ・ コンプライアンス委員会・個人情報保護管理委員会の定期的な開催

総括

- ・ 年間計画に基づきコンプライアンス・個人情報保護研修を実施した。（令和6年1月）
 - ・ 「コンプライアンスマニュアル」（神奈川支部作成）の読み合わせによる法令等遵守の徹底を図った。
 - ・ コンプライアンス委員会（5回）、個人情報保護管理委員会（4回）を開催した。
- （今後の方向性）**
- ・ コンプライアンス・個人情報保護について、支部活動計画に基づき、各種委員会の開催、職員研修等の実施を行い、徹底を図る。
 - ・ 事務処理誤りによる個人情報漏洩案件の発生を防ぐため、規程やマニュアルに沿った事務処理を徹底する。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

令和5年度 事業計画

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・ 各種経費の削減に努める。

KPI設定項目

令和5年度

支部KPI

支部実績

全国実績

令和4年度
支部実績

一般競争入札に占める一者応札案件の割合

20.0%以下

0%

9.9%

6.3%

主な取組

- ・ 調達審査委員会の審議による、予算執行の適正化
- ・ 一者応札となる案件を発生させないため、業者に対し参加を促す積極的な声かけの実施

総括

- ・ 複数業者からの参考見積書の取得など入札への参加勧奨をおこなった結果、一者応札率は0%となり、支部KPIを達成することができた。
- (今後の方向性)
- ・ 参加を希望する業者が十分な準備ができるような公告期間・履行期間を確保し、一者応札案件の削減を図る。
 - ・ 引続き業者に対する積極的な声かけをおこない、入札への参加者を確保する。

4. 令和5年度 支部保険者機能強化予算執行実績

	予算区分	分野(経費名)	経費の主な内容	令和5年度 予算(千円)	執行額(千円)	執行率
神奈川支部 支部保険者機能強化予算	適① 正支部 化等医 療予 算費	医療費適正化対策	●支部独自の医療費適正化対策としての事業を実施するための経費	25,787	21,872	85%
		広報・意見発信	●定期的に全事業所、任意継続被保険者宛に送付するチラシ等の印刷及び業務用のリーフレットやポスター、冊子(しおり)の作成に関する経費 ●WEBやデジタルサイネージ等を用いた広報			
	② 支部保 険者機 能強化 予算	健診経費	●集団健診(健診機関主催の集団健診の広報の支援) ●事業者健診結果データの取得 ●健診受診勧奨等経費 ●健診推進経費	160,467	85,740	53%
		保健指導経費	●中間評価時の血液検査費 ●保健指導推進経費			
		重症化予防事業経費	●未治療者受診勧奨 ●重症化予防対策			

5. 事業計画・予算策定のスケジュール（現時点での見込み）

○ 支部事業計画・予算は、以下のスケジュールにより、支部ごとの課題や重点施策を本部・支部間で共有のうえ策定し、本部・支部が連携して課題解決に取り組む。

